

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

環境負荷の低減対策

規範項目 17

必須・重要・推奨

環

代かき後の濁水や農薬の流出防止

水田から代かき後の濁水流出は肥効成分の流出に、農薬散布後の漏水は農薬の効果減少につながります。一方、下流域における、富栄養化や農薬の流入による環境負荷の原因となるので、水田から濁水や農薬成分の流出防止に努めましょう。

取組事項

- ・ 水田の代かき後の濁水の流出を防止する。
- ・ 水田からの農薬流出を防止する。(散布後7日間は止水・湛水状態を保つ)

水田から代かき後の濁水が流出すると、作土層が失われるほか、土壌粒子が下流域の濁りの原因になるとともに、土壌粒子とともに流出した肥料成分が富栄養化の一因となる場合があります。

また、農薬取締法の規定に基づき、水質汚濁に係る登録保留基準が設定された農薬の使用に当たっては、環境への負荷を軽減するため、止水期間を遵守するなど、水田から農薬成分が流出することを防ぐ必要があります。

【濁水の流出防止】

代かき後の急激な落水の回避など、以下の取組を実施することが重要です。

- (1) 畦畔からの漏水を防ぐため、田へ入水前にあぜぬりやあぜシートの利用等、畦畔の整備・管理を行う。
- (2) 水吐尻からの漏水を防ぐため、田へ入水前に水吐尻を点検し、必要に応じて補修を実施する。
- (3) 水田からの排水を最小限にするため、浅水代かきを実施する。
- (4) 効率的な施肥法（側条施肥技術や肥効調節型肥料等）を活用する。

【農薬の流出防止】

水田において農薬を使用するときは、水田からの農薬流出を防ぐため、以下の点に留意しましょう。これは、農薬の効果を最大限に発揮するためにも重要な取組です。

- (1) 水稻田植え前に除草剤を使用した場合、田植え直前の落水によって排水路に流出し、環境負荷を増す原因となる危険性が高まるので、除草剤の田植え前処理は行わない。
- (2) 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守し、散布後7日間は止水・湛水状態を保ち、落水やかけ流しをしない。
- (3) 水吐尻や畦畔等の整備を行い、漏水を防止する。
- (4) 散布後に大雨が予想される場合、降水により田面水が溢れる恐れがあるので農薬使用を延期する。

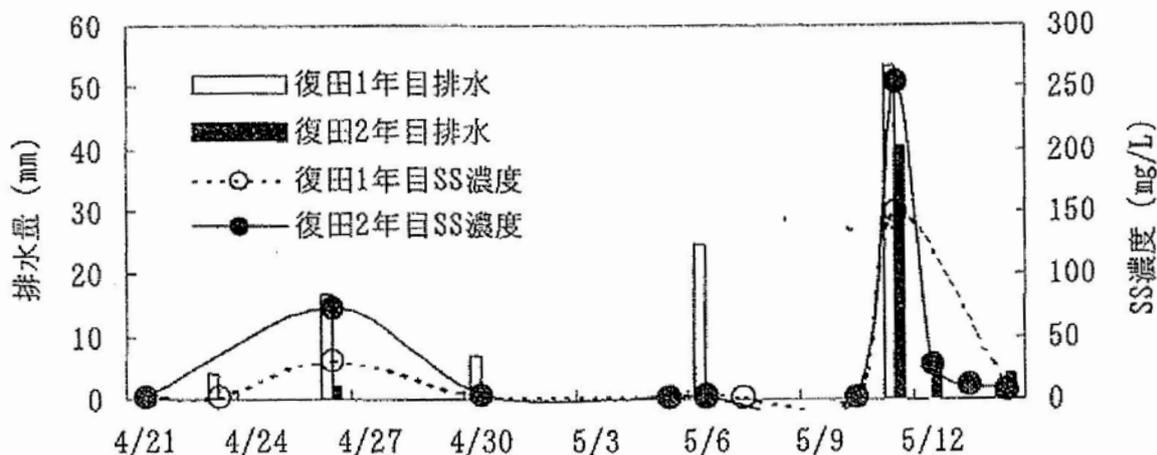


図 入水から移植期における排水量及び排水中の田面水中汚濁物質濃度(SS濃度)の推移 (H17県農研)

※ 排水量は日積算値、SS濃度は測定値の平均値

(入水4/21、荒代4/26、植代5/7、移植5/11(復田1年目)、移植5/12(復田2年目))

■地力増進基本指針(抜粋)

Ⅲ その他地力の増進に関する重要事項

第1 環境保全型農業の推進

6 水田からの濁水の流出防止

浅水代かき及びあぜぬりの実施、あぜシートの利用、排水の反復利用等により、特に田植時期における水田からの濁水の流出の防止に努める。

■農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(抜粋)

(農薬使用者の責務)

第1条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

5 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。

6 公共水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(水田における農薬の使用)

第7条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【根拠法令等】

○ 地力増進法・地力増進基本指針 (平成20年10月16日農林水産省公表)

○ 環境と調和のとれた農業生産活動規範について (平成16年度農林水産省通知)

○ 農薬取締法・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 (平成15年農林水産省・環境省令第5号)